

# 空き家、募集中

地域のためにその空き家、活かしてみませんか？



錦江町では、空き家バンクに登録する空き家を募集しています。

町内の空き家を「空き家バンク」に登録しませんか。



売りたいひと  
貸したいひと

- ①登録申込書を役場へ提出
- ②見学希望者から連絡があれば見学の対応や、詳細を説明
- ③お互いの条件が一致したら契約※

買いたいひと  
借りたいひと

- ①錦江町ホームページで「空き家バンク」を閲覧
- ②利用申込書を役場へ提出
- ③見学したい空き家があれば役場へ連絡
- ④お互いの条件が一致したら契約※

※契約については当事者同士で行っていただきます。

町は、ホームページへの掲載のみを行います。賃貸または売買契約に関することは所有者の方に行っていただきます。

錦江町へ移住を希望する方や、  
仕事で錦江町へ引っ越す方、  
子どもの成長に合わせて引っ越したい方、  
空き家を求めている方がいます。

戸籍に関する情報は  
ホームページ上では  
掲載していません

プレミアム付商品券の使用期限迫る！  
使用期限は2月29日☎まで

プレミアム付商品券の使用期限が近づいています。商品券を購入をされた方は、払い戻しできませんので忘れずに使用ください。

使用期限 **2月29日☎**

- ※3月1日以降は無効になります
- ※商品券の払い戻しはできません



町内92登録店舗でご利用できます

☎ 政策企画課 ☎ 22-3032

労働保険に加入を！

労働保険は労働者を1人でも雇っている事業主は必ず加入する義務があります。未加入の事業主は早急に加入して下さい。

☎ 鹿屋公共職業安定所 ☎ 0994-42-4135

## 令和2年1月1日付 番園多志子さんが人権擁護委員に就任



令和元年12月31日付で、長濱正明さん（大根占地区）の人権擁護委員の任期が終了しました。これまで人権擁護活動にご尽力いただきまして感謝申し上げます。後任として番園多志子さんが人権擁護委員に委嘱されました。錦江町では隔月等で特設人権相談所を開設しています。ぜひご相談ください。

大根占地区▶原口照美さん / 番園多志子さん 田代地区▶牧原剛さん

## 錦江町フォトコンテスト

2月のお題は「癒し」です。錦江町で癒される場所、時間、人など、自分の癒しの空間を1枚の写真に撮ってご応募ください。3月のお題は「今年度の思い出」です。

▶応募方法 町ホームページでご確認ください（下記QRコード）

▶応募締切 **2月29日☎**まで

▶受賞作品発表 3月中旬予定



最優秀賞  
ゆーきさん（町内）  
〔令和2年もういっぴ年でありませうよっしん〕

12月のお題「今年の締めくくり」

☎ 錦江町役場 政策企画課 ☎ 0994-22-3032

☎ 0994-22-3032 FAX:0994-22-1951 メール:seisaku@town.kinko.lg.jp